要支援１・２、事業対象者、非該当の方へのサービス

●いこい元気広場事業（一般介護予防事業）

川崎市内にお住まいの６５歳以上の方で川崎市住民基本台帳に登録されている方を対象に、市内すべてのいこいの家や、老人福祉センター等で、毎週１回、専門の指導員による転ばない体づくりのための体操や、介護予防・健康づくりに役立つミニ講座を実施しています。参加期間は６か月間です。

※医師から運動を禁止されている方や、要介護１～５の認定を受けている方は対象となりません。

そのほか、一般介護予防事業として、介護予防に関する健康講座・講演会、介護予防活動をサポートするボランティアの育成などを行っています。

●サービス・活動事業（第１号事業）

対象者

- 要支援１・２の判定を受けた方
- 65歳以上の方で、「事業対象者」の判定がされた方

 地域包括支援センターが実施する基本チェックリストによりサービス・活動事業（第１号事業）を利用する必要があると判定された方です。

 ※40歳から64歳までの方（第２号被保険者）は、事業対象者の対象外ですので「要支援１・２」の認定を受ける必要があります。

サービス

- **短期集中サービス（無料）**

 健幸UP!!プログラム（おおむね３か月間）

 日々の生活動作に難しさを感じる方に、リハビリテーション専門職が訪問し、生活改善方法を提案します（リハビリは行いません）。

 あんしん暮らしサポート（おおむね６か月間）

 閉じこもりがちになった方にライフサポートワーカーが訪問し、本人のできる力を活かしながら、以前の生活に近づくことや、やりたいことを支援します。

- **介護予防サービス**

 （介護保険制度の利用者負担割合に準じた自己負担あり）

 介護予防訪問サービス

 介護事業所のホームヘルパー等が家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います。

 介護予防（短時間）通所サービス

 デイサービスセンターにおいて、入浴・食事、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います。